

第4章 施策の展開

- 1 障がい者理解の促進
- 2 権利擁護の推進
- 3 相談支援体制の充実
- 4 一貫した療育支援体制の確立
- 5 就労支援の充実
- 6 居住支援の充実
- 7 社会参加の促進
- 8 日常生活を支えるサービスの充実
- 9 健康・医療の充実
- 10 災害時支援体制の強化
- 11 地域をつなぐネットワークの構築
- 12 地域における人材等の養成

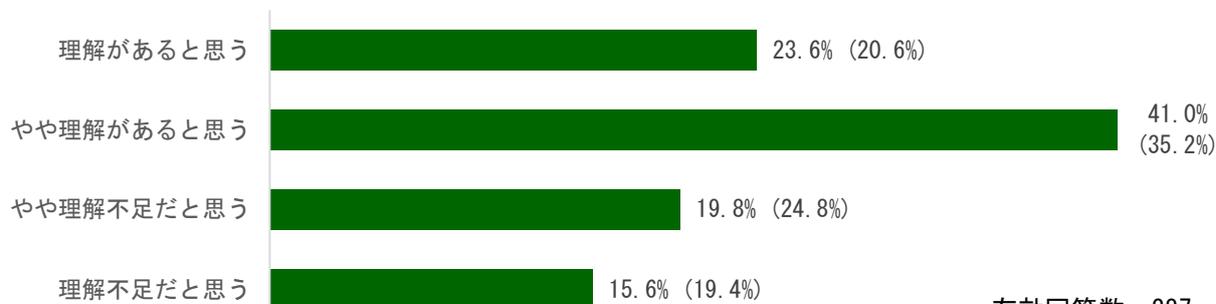
基本目標1 全ての人が分け隔てられることのないまち

施策の方向1 障がい者理解の促進

現状と課題

- 障がい者が地域で自分らしい暮らしを続けることができる地域共生社会を実現するために、市民一人一人が障がい・障がい者への理解を深めることが必要です。障がいには、先天的な障がいのみならず、疾病や事故等に起因する後天的な障がいもあることから、障がいは他人事ではなく、身近なものとして認識し、誰もが自らのこととして考えることが重要です。

■ あなたがお住まいの地域の方は障がい者に対する理解があると思いますか。（1つに○）



有効回答数：387

厚木市障害福祉サービス利用実態調査（令和5（2023）年3月）

（ ）内は前回調査時の割合

取組方針

- 障がい・障がい者に対する理解を深めるため、様々な機会を通して普及啓発を行います。
- お互いを理解し、他者の多様性を認める心を育むため、障がいがある人となない人が交流する機会を促進します。
- 一人一人の個性が尊重され、つながり、支え合う住民同士の関係性を広げていきます。

達成された姿

障がい・障がい者への理解が深まり、差別が解消され、誰もが尊重されている。

市民の誰もが、障がい特性や個々に合った支援があることを理解しています。障がい者が困ったときには、状況に応じて声を掛けたり静かに見守りません。誰もがお互いを尊重し、支え合う社会が実現しています。

主な取組

1 障がい者理解を広めるための普及啓発活動

- 障がいを理解するためのガイドブック等の配布
- 障がい者が困ったときに、周囲の理解や支援が必要な事を知らせるための「ヘルプカード」等の配布
- 「障害者週間」、「世界自閉症啓発デー」、「発達障害者週間」等の周知活動
- 障がいへの正しい理解を促進するための研修会等の開催
- 学校教育を介した小・中学生及び保護者の障がい者理解の推進
- 障がい者理解に関する映画上映会の開催や動画の配信

2 相互に理解を深めるための交流活動

- 障がい者体育大会の開催
- 市民参加講座や福祉体験教室などの開催
- 障害者地域生活サポート事業における地域住民との交流等を通じて相互理解を促進する地域交流等支援事業の促進
- 地域の学校・教育機関に対する障害福祉サービス事業所の職場体験等への参加促進
- eスポーツを通じた交流の場の創出
- 農福連携を通じた地域交流の機会の推進

3 とともに学び、育み合うインクルージョン（包容）の推進

- 教育機関等における、ともに同じ場で学び合うインクルーシブ教育の推進
- 児童発達支援センターひよこ園を中心とした地域社会への参加やインクルージョンの推進体制の構築
- 保育所等訪問支援を活用した幼少期からの身近な地域におけるインクルージョンの推進
- 私立幼稚園や認可保育所（園）等での障がい児の受入れの推進

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
地域の方が障がい者に対する理解があると思う障がい者の割合		50.8%	64.6%	—	73.8%	—
ヘルプカードを見せて、支援を受けたことがある障がい者の割合		6.8%	9.0%	—	25.0%	—

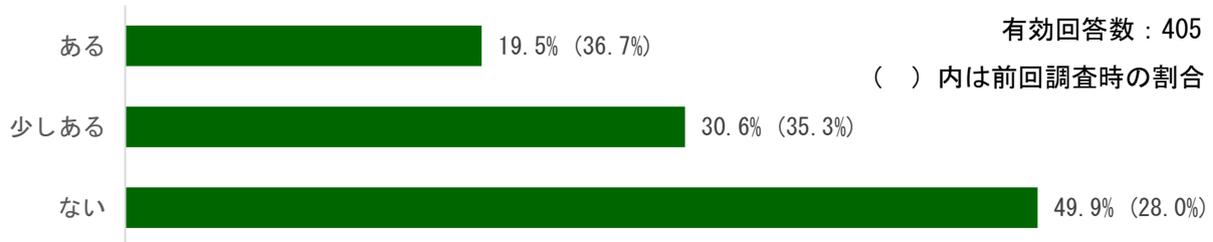
基本目標1 全ての人が分け隔てられることのないまち

施策の方向2 権利擁護の推進

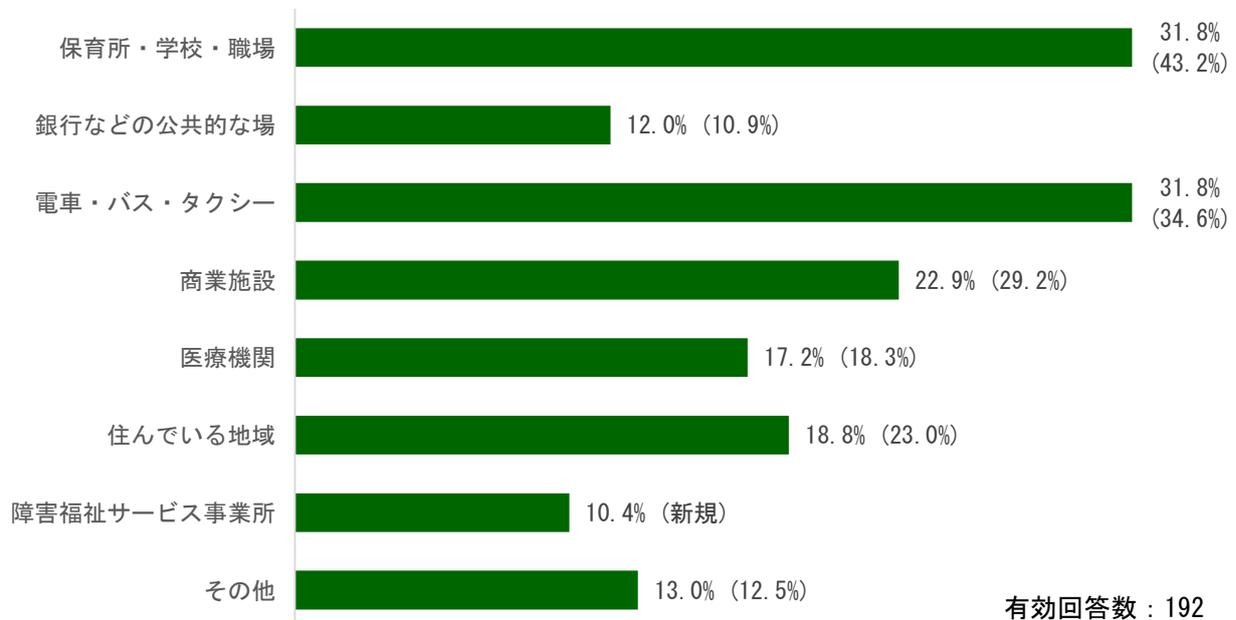
現状と課題

○ 障がいの特性により、物事を判断することが難しい場合、日常生活を送る上で様々な不利益を被る場合があります。障がい者が地域で安心して生活するためには、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くとともに、虐待防止などの人権の尊重や親亡き後を見据えた成年後見制度の活用など、権利擁護を推進することが必要です。

■ ここ3年間で障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。(1つに○)



■ どのようなところで差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)



厚木市障害福祉サービス利用実態調査(令和5(2023)年3月)

()内は前回調査時の割合

取組方針

- 障がいを理由とする差別の解消を目指し、市民の関心と理解を深め、改正された障害者差別解消法に則り、地域社会における不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を推進するため、様々な機会を通じて啓発を行います。
- 障がい者の尊厳を守るため、虐待防止及び再発防止に向けた取組を強化します。
- 障がい者の意思決定を尊重し、基本的人権や財産など本人の利益を保護するため、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 地域において、権利擁護が必要な方の早期発見、早期支援に向けたネットワークを構築します。

達成された姿

全ての障がい者の人権が尊重され、自分らしい生活を送ることができる。

学校や職場、商業施設、公共交通機関等、どのような場所においても、障がい者本人に応じた配慮がなされています。障がい者の財産や権利が侵害されることなく、安心して生活できる社会が実現しています。

主な取組

1 権利擁護に関する相談窓口の充実

- 成年後見制度の総合的な相談、障がい者の虐待などの相談支援を行う権利擁護支援センターあゆさぼの利用促進
- 障がい者基幹相談支援センターゆいはあと、障がい者相談支援センターにおける成年後見制度や虐待に係る相談の実施及び権利擁護支援センターあゆさぼとの連携の強化

2 障がい者虐待の防止

- 当事者の目線に立った意思決定支援の推進
- 被虐待者や家族に対する必要な支援の実施
- 障害者総合支援法を踏まえた事業所への指導及び虐待の再発防止に係る取組の強化
- 障がい者や高齢者の虐待の防止、早期発見、早期対応及び再発予防等を目的とした高齢者・障害者虐待防止ネットワークの推進
- 虐待防止へ向けた啓発活動や講演会の実施

3 成年後見制度の普及啓発

- 成年後見制度市長申立等の成年後見制度利用支援事業の推進
- 成年後見制度利用促進協議会の充実
- 中核機関における各種支援の実施
- 市民後見人の育成・支援

4 行政サービスにおける不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の推進

- 障がいの特性理解と適切な対応を行うための職員研修の実施
- 障害者差別解消法に則した職員対応の実施
- 市主催の研修会や行事などにおける手話通訳者及び要約筆記者の配置
- 点字広報・声の広報（録音テープ）などのサービスの充実

5 民間企業等への合理的配慮の提供の義務化についての普及啓発活動

- 障害者差別解消法の改正に関する啓発チラシの配布
- 民間企業に就労する障がい者の対応や環境等に関する相談の拡充

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるとした障がい者の割合		69.8%	51.1%	—	44.9%	—
権利擁護に係る相談件数		453件	1,298件	1,450件	1,600件	1,700件

※ 権利擁護に係る相談件数は、権利擁護支援センターあゆさぼ、障がい者基幹相談支援センターゆいはあと及び障がい者相談支援センターの相談件数の合計

基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向3 相談支援体制の充実

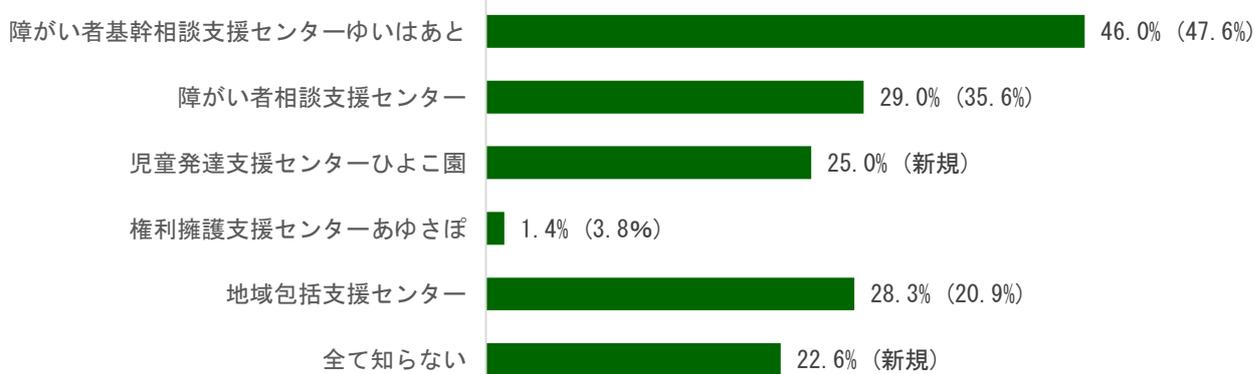
現状と課題

○ 地域には、障がい児、高齢の障がい者、重度の障がい者や医療的ケア等の専門的な支援が必要な障がい者など様々な方が生活しており、それぞれが療育、就労、居住、医療など、生活の幅広い場面で困りごとに直面しています。

地域で生活する上で、障がい者やその家族の不安や孤立を防ぐためには、どのような困りごとであっても、障がい者やその家族がいつでも気軽に相談できる身近な相談場所が必要です。

また、重度の障がいを抱えている方など、自ら意思を決定することが困難な障がい者については、可能な限り本人の意思を日常生活や社会生活に反映することができるように支援する必要があります。

■ あなたは、次の相談場所があることを知っていますか。（あてはまるものすべてに○）



有効回答数：429

厚木市障害福祉サービス利用実態調査（令和5（2023）年3月）

（ ）内は前回調査時の割合

取組方針

- 障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるよう、本人を中心とした意思決定支援の推進を図ります。
- 多様なニーズに対応するため、障がい者基幹相談支援センターゆいはあと、地域の障がい者相談支援センター及び相談支援事業所における相談支援について、総合的・専門的な機能の充実を図ります。

- 市民からの相談に対して、丁寧にワンストップで対応するため、地域の障がい者相談支援センターのみならず、地域包括支援センターや療育相談センターまめの木等との連携を強化し、児童から高齢者まで切れ目のない対応に心がけます。
- 地域の複雑化・複合化した問題であっても、官民を問わず様々な関係機関等と連携して、属性を問わない包括的・重層的な支援の実施を図ります。
- 地域における困難事例に対応するためのスキルを身に付けるため、相談支援専門員の資質向上を図ります。

達成された姿

困ったときには、身近な場所で気軽に相談することができる体制が整っている。

障がい者の生活全般に関する様々な困りごとが起きても、身近な場所で気軽に相談することができるので、安心して日常生活が送れるようになっています。

さらに、家族の高齢化や親亡き後などの将来に関する心配ごとに対しても、本人の生活状況や障がい特性を勘案し、将来を見据えた生活のコーディネートができます。

また、地域生活に関して、障がい者本人のニーズに合わせて福祉サービス等の総合的なケアマネジメント支援を受けることができるようになっています。

主な取組

1 地域の相談支援体制の充実

- 市民の身近な相談場所として、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談受付体制の強化
- 障がい者基幹相談支援センターゆいはあとにおける地域の相談支援事業所等に対する専門的な知識に基づく指導及び助言の促進
- 地域の相談支援事業所等に対する研修会の開催やグループスーパービジョンの実施を通じた継続的な地域の相談支援の質の向上
- 発達障がい者等に対する専門的な知識に基づく支援体制を構築

- 横断的な問題を抱える相談に対する重層的な支援の実施
- 地域の障がい者相談支援センター、地域包括支援センター、療育相談センターまめの木や児童発達支援センターひよこ園等との連携強化
- 医療的ケア児者に対するコーディネート機能を有する支援体制の構築
- 障がい者やその家族同士で支え合うピアサポート体制の構築
- 強度行動障がいを抱える障がい者等への支援体制の構築
- 難病相談支援センターや医療機関と連携した難病患者に対する支援体制の構築
- アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症について関係機関との連携体制の構築
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用促進（第6章参照）

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
障がい者相談支援センターの認知度		35.6%	29.0%	—	58.0%	—
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける相談件数		29,321 件	55,879 件	70,600 件	77,000 件	82,400 件

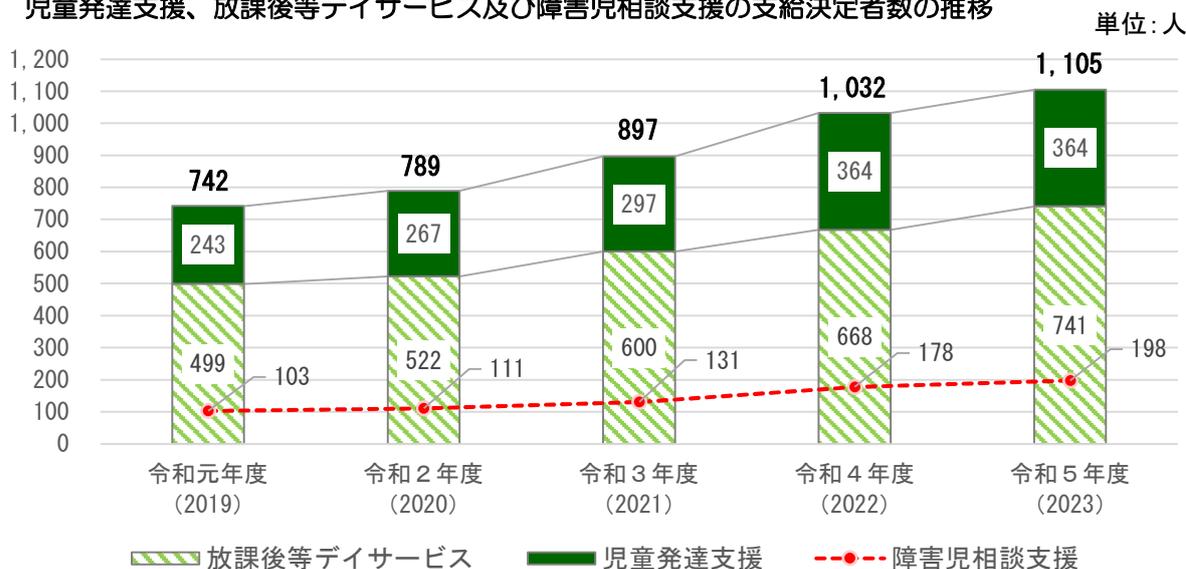
基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向4 一貫した療育支援体制の確立

現状と課題

- 保育や教育の現場では、発達障がいがある子ども、配慮を必要とする子どもが増えています。ともに生きる社会をつくるために、障がいのあるなしにかかわらず、個人の持つ可能性を伸ばし、自立した社会生活が送れるよう、一人一人の状況に応じた支援が必要です。
- 障がい児の生活の場には、教育、保健、福祉、医療、就労などの様々な関係機関が関わっています。本人やその家族に対し、将来を見据えた一貫した相談支援を継続的に行うとともに、関係機関が連携し支援体制を構築することが必要です。
- 障害児通所支援のニーズの増加に伴い、各サービスの支給量が増加傾向にありますが、その多くはセルフプランでの利用であり、障害児相談支援における第三者の視点からの療育の評価の欠如や事業所間の連携不足が課題となっています。
- 障がい児の増加や預かりを目的とした障害児通所支援のニーズの増加等に伴い、地域では療育を受けたい希望があるにもかかわらず、サービスの利用ができない者がいることから、療育としての適正なサービス利用が必要となります。
- 重度の自閉症、重症心身障がいや医療的ケア等を抱える障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう支援体制の充実が望まれています。そのため、当事者のニーズを踏まえ、障害者協議会等を活用し、課題解消に向けた対応について検討する必要があります。

■ 児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児相談支援の支給決定者数の推移



※各年度3月末時点の支給決定者数

※令和5(2023)年度については10月1日時点

資料 厚木市障がい福祉課作成

取組方針

- 障害児通所支援事業所が、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブなど生活の場で、支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加を推進します。
- 発達に心配を感じた段階から、本人やその家族に対する継続的な相談支援を行うため、療育相談センターまめの木や地域の障がい者相談支援センター等による療育相談や地域の障害児相談事業所による障害児相談支援の利用促進を図ります。
- どのようなライフステージにおいても、子どもの発達に不安を抱える保護者が円滑に相談先に繋がる支援体制の構築を図ります。
- 障がい児の就園・就学時や卒業時において、支援が円滑に引き継がれる縦の連携と併行で支援を行う事業所同士や事業所と学校などの横の連携が図られるよう、生まれてからの成長や教育、支援を記録するマイサポートブックの更なる利用促進を目指します。
- 児童発達支援センターひよこ園は、障がいの重度化や重複化に対応する専門的な障害児通所拠点施設としての位置付けだけではなく、発達支援における相談機能や地域の障害児通所支援事業所に対する専門的指導等、地域の障がい児の健全な発達を図る中核的な機関として位置付け、重層的な障がい児支援体制の構築を促進します。
- 医療的ケア児や重症心身障がい児が、安心して地域で暮らせるための支援体制の構築を図ります。

達成された姿

地域で切れ目のない一貫した療育支援が受けられている。

障がいがあっても、身近な地域で安心して学校生活を送られています。マイサポートブックや幼児期から関わりのある相談支援専門員が、学校と事業所等をつなぐ役割を担っています。将来の目標に向かって、段階的に進捗状況を確認しながら、本人に合った療育支援が受けられています。

主な取組

1 発達に心配を感じた段階からの支援

- 乳幼児健康診査（4か月児、8～9か月児、1歳6か月児、3歳6か月児、乳幼児経過検診）、5歳児健康調査の実施
- 療育相談センターまめの木、児童発達支援センターひよこ園、児童相談所や障がい者基幹相談支援センターゆいはあと等における相互連携
- 発達に心配のある児童の療育相談や専門職による保育所等への巡回相談等の実施
- 生まれてからの成長や教育、支援を記録するマイサポートブックの更なる活用
- 段階に応じた相談先や支援先を明記したサービスマップの作成
- 発達障がいの課題を抱える家族に対する相談支援やペアレント・トレーニング等支援の実施と協力者の養成
- 児童福祉法に基づく障害児支援の充実（第6章参照）

2 学校生活期における支援の充実

- すべての子どもができるだけ同じ場でともに学び、ともに育つことを目指す、インクルーシブ教育の推進
- 個々の教育的ニーズを考慮して適切な就学の場を検討する就学相談の実施
- 特別支援学級における個々のニーズに応じたきめ細かな指導・支援の実施
- 特別に支援が必要な児童・生徒の介助を行う特別支援教育介助員や看護師介助員の配置
- 通常学級における障がいの状態に応じた指導・支援の工夫に関する教職員研修会の実施
- 個別に教育的配慮が必要な児童に対する指導・支援を目的とした通級指導教室の利用の促進やリソースルームの設置の推進
- 放課後等デイサービス等のサービス提供終了後における居場所の確保
- 教育機関と障害児通所支援事業所等の関係機関と連携した支援体制の充実

3 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援

- 重度障害児メディカルショートステイ事業、重度障害者訪問看護支援事業や学校等訪問看護支援事業を活用した医療的ケア児やその家族等の支援
- 医療的ケア児の地域での生活の場の確保やその家族のレスパイト等を目的とした医療型短期入所事業所等の開設の促進
- 障害者協議会等を活用した協議の場の促進及び当事者の支援ニーズの把握

4 障害児通所支援の適正利用及びサービスの質の向上

- 障害児相談支援の利用促進を通じたサービスの適正利用と本人に合った療育支援の構築
- 障害者協議会を通じた障害児通所支援における地域課題の抽出と解決に向けた支援の実施
- 療育相談センターまめの木による障害児通所支援事業所に対する研修及び現場指導の実施
- 児童発達支援センターひよこ園による障害児通所支援事業所に対する助言及び支援の質の向上

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
療育相談センター主催の出張講座及び各種研修の延べ参加者数		1,437人	1,486人	1,750人	1,810人	1,860人
指定障害児相談支援を通じた障害児支援利用計画を作成している障がい児の割合		13.5%	17.6%	20.0%	30.0%	32.0%

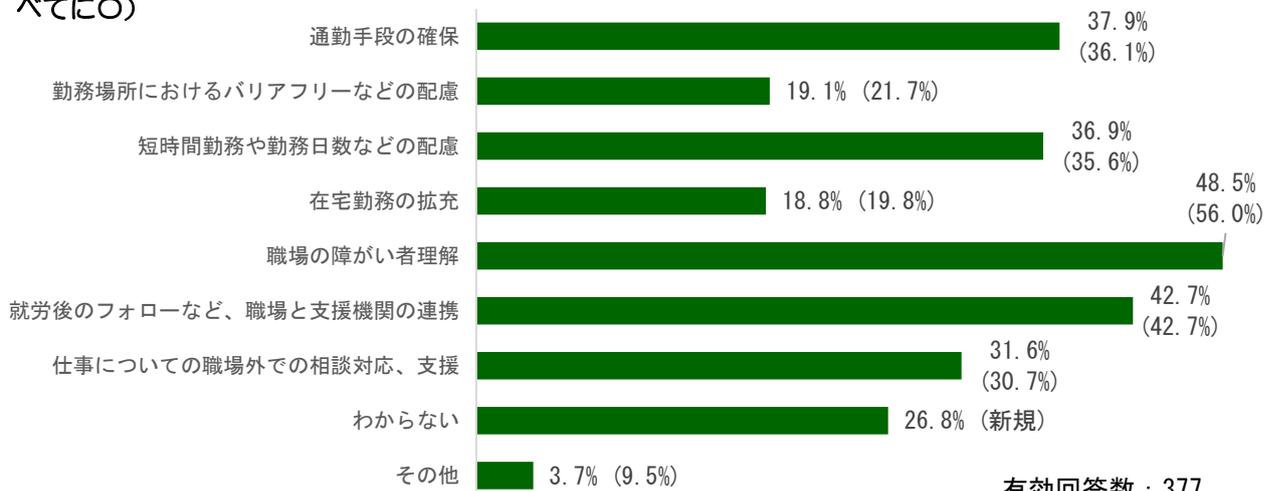
基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向5 就労支援の充実

現状と課題

- 障がい者が地域で、自分らしく自立した社会生活を送るために、就労は重要な要素です。健康状態に合わせた働き方、障がいの特性に適した仕事内容、職場での理解や勤務形態などその人の状況に合わせた多様な就労の場を確保することが必要です。
- 障害者雇用促進法の規定に基づく障害者雇用率は、令和5（2023）年度から段階的に引き上げられ、令和8（2026）年度には民間企業で2.7%と定められています。全国と比較して県内の雇用率は低い状況にあり、障がい者の雇用を推進するための取組は一層必要です。
- 障害者雇用促進法の改正に伴い、精神障がい者等における短時間雇用についても、障害者雇用率の算定に含まれることから、障がい者雇用に係るニーズの拡大が見込まれます。
- 一般就労した後の環境の変化等に伴う職場定着が課題となっています。障がい者の就労定着は、就業面及び生活面での一体的な支援とともに、職場における障がいに対する理解及び配慮が必要です。
- 就労継続支援事業所等の福祉的就労の場では、安定的な仕事の確保と工賃の底上げが課題です。
- 障害者雇用促進センター等の専門的機関を有効活用するためには、気軽に相談できる環境を整備するとともに、教育、雇用、福祉などの関係機関の連携による就労支援体制の構築が必要です。

■ あなたは、障がい者の就労支援としてどのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）



厚木市障害福祉サービス利用実態調査（令和5（2023）年3月）

（ ）内は前回調査時の割合

取組方針

- 障がい者本人の特性や就労ニーズを勘案した就労相談を行います。福祉的就労、職業訓練、一般就労など様々な選択肢を視野に入れて、生活面での課題をフォローしながら支援に当たります。
- 障がい者基幹相談支援センターゆいはあと、ハローワーク、障害者雇用促進センター、障害者就業・生活支援センターぽむ、就労移行支援事業所など関係機関との連携を図り、障がい者に対する就労から定着までの支援を実施します。
- 障がい者理解の促進を図るため、企業に対して障がい特性の説明や支援方法の助言などを実施し、継続的な支援体制の構築を図ります。
- 障がい者が自分らしい豊かな生活を送るため、工賃アップに向けて、障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等の製品等の優先調達を推進します。

達成された姿

一人一人に合った就労支援により、多様な働き方ができている。

職場における、障がい特性に応じた接し方や指導方法について、上司や同僚に助言を行うことのできる支援者がいるので、障がい者の職務遂行力がアップし、職場内コミュニケーションがスムーズになっています。

また、就労開始時や復職時等の様々な場面における支援体制が構築されていることで障がい者の職場での定着が促進されます。

加えて、一般就労が困難な場合でも、個々の能力に応じた仕事や活動を続けることができている。

主な取組

1 地域の就労支援体制の構築

- 障がい者基幹相談支援センターゆいはあとにおける就労相談の支援体制の充実と専門的機関との連携強化
- 企業及び関係機関等による就労支援ネットワークの構築
- 就労中の障がい者の職場での課題の共有やその負担感を和らげるための当事者参加型セミナー等の開催

- 職場の定着や一般就労への移行だけでなく、休職からの復職等、様々な障がい者の就労ニーズに対応した障害福祉サービスの推進
- 就労継続支援A型事業所の確保や就労選択支援事業所の開拓を始めとした就労系サービスの充実

2 行政内における障がい者雇用の推進及び定着に関する取組

- 障がい者雇用職場（しごとサポート室「すまいる」）の活用促進
- 厚木市障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画に基づく環境の整備と定着支援の実施

3 民間企業における障がい者の職場定着に関する支援

- 障がい者雇用に対する助言等
- 障害者雇用奨励交付金の活用による民間企業の障害者雇用率達成の促進

4 就労継続支援事業所等の工賃等アップに向けた取組

- 新たな製品の企画・開発のためのニーズ調査
- 障がい者就労施設等の手づくり製品の展示即売会の開催
- 障がい者就労施設等からの製品等の調達方針に基づく取組み
- 民間企業等からの障がい者就労施設等の製品や業務請負の受発注をコーディネートする障がい者就労施設共同受注窓口（てとて）の利用促進
- 農業分野における新たな担い手の確保と障がい者の就労の場の創出を図る農福連携促進事業の推進

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける就労に関する相談件数		1,120 件	2,259 件	2,910 件	3,380 件	4,410 件
市内就労継続支援事業所に通所する1人当たりの平均工賃・賃金額	上段：A型事業所	76,693 円	99,808 円	106,500 円	107,500 円	108,500 円
	下段：B型事業所	16,018 円	15,492 円	16,000 円	16,500 円	17,250 円

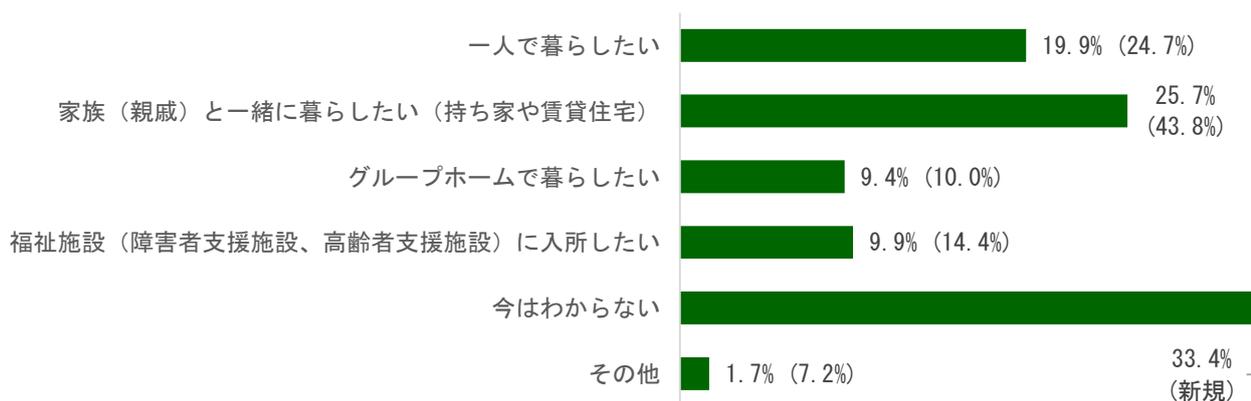
基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向6 居住支援の充実

現状と課題

- 地域で生活を希望する障がい者が賃貸物件を借りる際に、障がいを理由に断られたり、条件付きでの賃貸契約となってしまうケースがあります。
- 現在、地域で生活する障がい者の障がいの重度化や高齢化、介助者の高齢化に伴う施設へ入所等の要因により、安心して地域生活を送ることができない状況があります。
- 8050問題に直面する中、障がい者本人の日常生活の支えが親のみで、関係機関等との関わりがない等、地域で暮らす障がい者の中には、親亡き後に生活が困難になることが想定されることから、親が健全なうちでの将来に向けた支援が重要となります。
- 休日や夜間等における、介助者の突発的な不在や、障がい特性を起因とする緊急事態における受入体制の更なる構築が必要です。
- 施設入所等から地域生活への移行に当たり、本人が希望する暮らしを体験ができる場と重度の障がい者の受入体制が不足しています。
- 精神障がい者が長期の入院から地域生活に移行するため、移行前後の地域資源の整理や課題を抽出し、その課題解決に向けた医療、福祉、居住、就労等の包括的な連携が求められています。

■ あなたは将来どのように暮らしたいですか。（1つに〇）

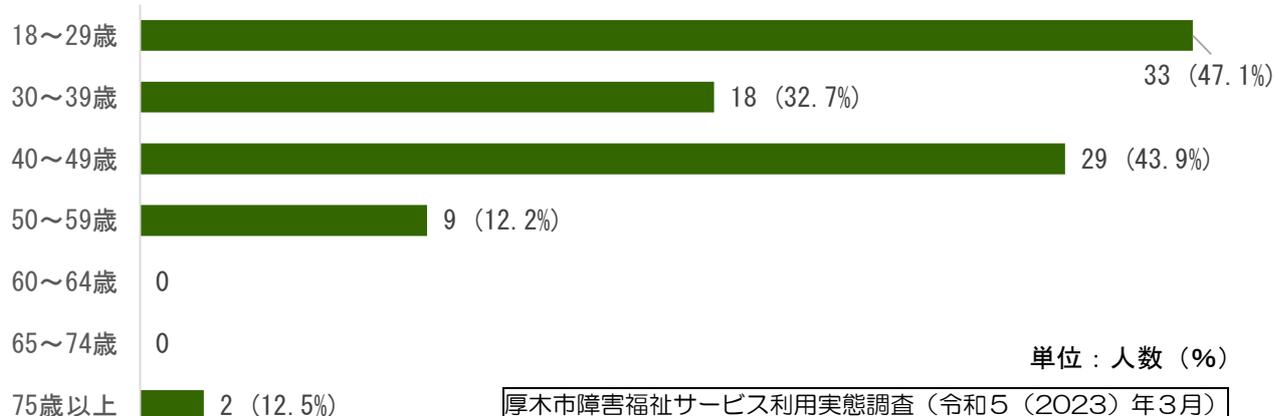


有効回答数：413

厚木市障害福祉サービス利用実態調査（令和5（2023）年3月）

（ ）内は前回調査時の割合

■ 問「あなたの日常生活の主な支援者はどなたですか。（あてはまるものすべてに○）」において、「父・母」のみを回答した年齢層別の回答者数及び年齢層に占めるその割合



取組方針

- 地域で生活を希望する障がい者が住居を確保し、安心した地域生活を送るため、不動産業者や関係機関と連携した居住支援体制を構築します。
- 定期的に地域生活支援拠点機能を点検し、課題が生じた際は、市内障害福祉サービス等事業所等と緊密に連携した上で、改善・強化を図ります。
- 地域の障がい者相談支援センターを中心として、親亡き後の地域における生活の継続について、障がい者本人の意思を尊重しながら、家族、支援者が一体となって、事前に準備する体制を確保します。
- 地域生活支援拠点等を活用し、地域における親亡き後に不安のある障がい者や施設入所者の地域での生活の体験の場の創出を図ります。
- 精神障がい者が入院から地域での生活に移行し、安心した地域生活を継続するために、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて関係機関と協議及び連携し、より効果的な支援体制の構築を図ります。

達成された姿

住居を確保し、安心して地域で暮らし続けることができている。

地域で暮らす障がい者に緊急的な事態が起きても、関係機関の連携によりスムーズに支援できています。

また、親亡き後の地域での暮らしについて、親が元気なうちから障がい者本人と家族、関係機関が十分に話し合っているため、将来の生活に不安なく、安心して生活ができています。

主な取組

1 地域生活支援拠点の機能強化

- 地域の相談体制の更なる推進と親亡き後を見据えた相談支援の推進
- 緊急時対応体制の更なる強化と緊急事態に備えた支援体制の構築
- 地域移行や親亡き後を見据えた地域での生活の体験の場の創設
- 市内障害福祉サービス等事業所の地域生活支援拠点への登録の推進
- 地域生活支援拠点機能の定期的な点検及び機能強化の検討
- 地域生活支援拠点の周知、普及活動

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 障害者協議会等における課題抽出及び課題解決に向けた支援方法の検討
- 市、保健所、医療機関及び障害福祉サービス事業所による支援体制の構築

3 地域における居住等支援

- 居住支援協議会を通じた市内不動産業者及び支援機関との連携
- 入院入所等から地域移行した後の地域での生活の継続のための課題抽出及び支援方法の検討
- 障害福祉サービスや医療を利用していない単身世帯や後期高齢者のみの世帯の重度障がい者に対する個別訪問の実施
- 障がい者相談支援センター等における要ケア相談者等に対するアウトリーチ支援の促進
- 入院入所等からの地域移行先や緊急時の受入れ先としての日中サービス支援型共同生活援助等の開設促進
- 入院入所等から地域移行した者や単身で支援が見込まれない障がい者等の地域生活を支える地域定着支援事業所及び自立生活援助事業所の開拓

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
市内障害福祉サービス事業所の 地域生活支援拠点の登録数		5か所	42か所	50か所	53か所	54か所

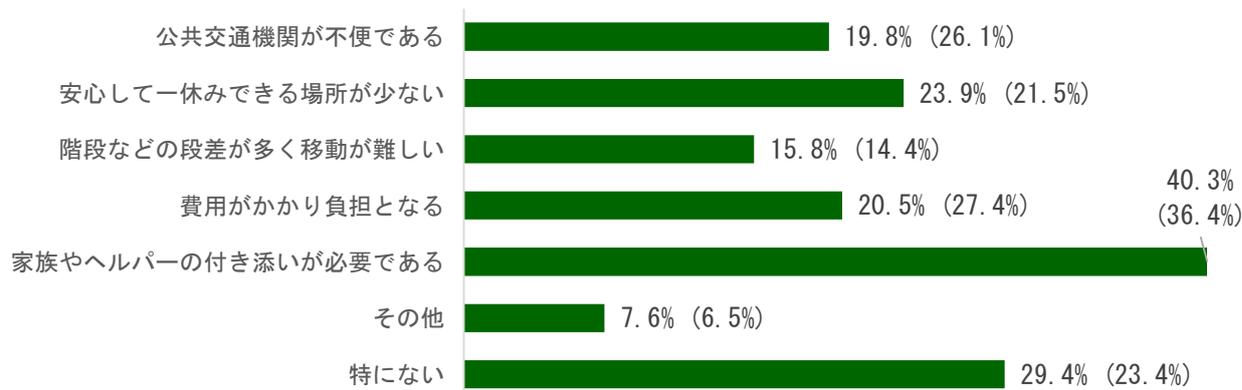
基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向7 社会参加の促進

現状と課題

- 移動に制約のある障がい者が地域において自立した生活を営み、社会活動に参加するためには、外出支援が必要です。そのため、障がい者が気軽に外出できるような環境整備が求められています。
- 外出時に家族やヘルパーの付添いを必要としている方が多いことから、ヘルパーが付き添う移動支援事業の充実を図る必要があります。
- 移動支援を始めとした、移動介助を伴うサービスについては、居宅介護等のホームヘルパーと兼務していることが多く、障がい者が移動支援等を利用したい時に必ず利用できる状況ではありません。特に、同行援護におけるガイドヘルパー（移動介護従事者）の資格保持者が地域に不足しています。

■ あなたが外出するときに困っていることはありますか。（あてはまるものすべてに○）



有効回答数：427

厚木市障害福祉サービス利用実態調査（令和5（2023）年3月）

（ ）内は前回調査時の割合

取組方針

- 外出支援は、公的な障害福祉サービスのほか、民間やボランティアも含めたインフォーマルなサービスの整理を行い、地域資源を有効的に活用し、より利用しやすい環境の整備を目指した検討を行います。
- ガイドヘルパーの不足を解消するため、人材確保に向けた取組を行います。
- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣要請に応えられるよう人材育成を図ります。

- 障がい者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、障がい者の文化芸術活動の推進や、視覚障がい者等の読書環境の計画的な整備の推進を図ります。
- 快適な外出環境の整備を図るため、道路や公共施設、公共交通機関における環境整備を促進します。
- 就労支援や芸術、スポーツ活動の促進を通じた障がい者の社会参加の促進を図ります。

達成された姿

地域や社会の様々な活動に参加しやすい環境が整っている。

障がいに配慮した環境が整っているため、外出先でも快適な時間を過ごせるようになっていました。ガイドヘルパーの充足やボランティアの活用などにより、希望する時間に買い物や通院などがスムーズにできています。スポーツ観戦やイベント参加なども促進され、充実した日常生活が送れるようになっていました。

また、仕事の充実や文化芸術活動への参加が促され、障がい者が活躍できる社会が実現されています。

主な取組

1 外出支援の充実

- 福祉タクシー利用券の交付等
- 公共交通機関の運賃、有料道路通行料金の割引など各種割引制度の周知
- 移送サービスや福祉有償運送の実施
- 人材確保を含めた移動支援の充実に向けた取組の促進
- 外出時や行事などにおける手話通訳者及び要約筆記者の派遣
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実（第6章参照）

2 手話通訳者及び要約筆記者の養成

- 手話通訳及び要約筆記活動の周知
- 神奈川県手話通訳者及び要約筆記者認定試験合格のための講習会の実施
- 手話奉仕員及び要約筆記奉仕員養成講習会の実施

3 障がい者が活躍する社会の推進

- 就労支援の充実（同章内、「施策の方向5」参照）
- 文化・芸術活動及びスポーツ活動の促進
- 障がい者の学習ニーズに応える図書館サービスの充実

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
外出するときに困っていることが特になくと思う人の割合		23.4%	29.4%	—	33.4%	—
移動支援の延べ利用時間数及び 実利用者数（年間）	上段：延べ利用時間数	—	15008時間	16833時間	17,100時間	17,502時間
	下段：実利用者数	—	203人	212人	217人	227人
手話通訳者・要約筆記者の登録者数		33人	28人	29人	31人	33人

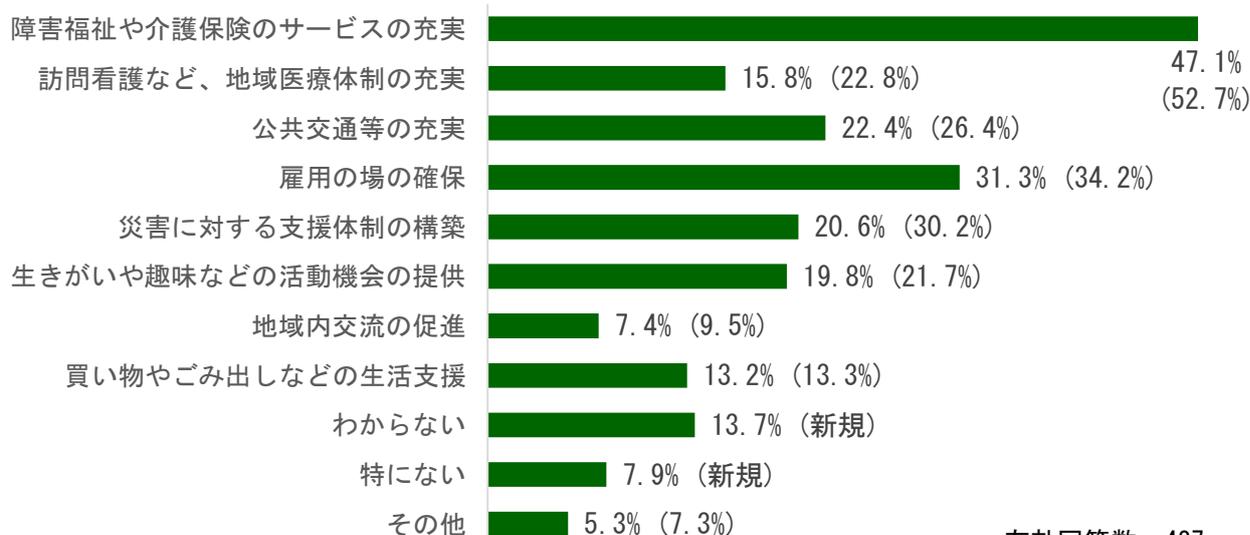
基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

現状と課題

- 障がい者が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むため、多様なライフスタイルに対応できる支援など、障がいの特性に応じ、必要な支援を必要なときに受けられるよう、障害福祉サービス等の提供が求められています。
- 重症心身障がい、強度行動障がいや重度の自閉症、医療的ケアなどの、専門的な支援を必要とする方にサービスを提供できる事業所や人材が不足しています。
- 市内の障害福祉サービス等事業所は一部を除き全体的に不足しておりますが、厚木市障害福祉サービス利用実態調査（令和5（2023）年3月）（以下、「利用実態調査」という。）では、訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、日中活動系サービスは、短期入所、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援A型、児童発達支援、放課後等デイサービスが不足している傾向がみられました。
- サービス提供の担い手である支援員が地域で不足していることから、継続的なサービス提供体制の構築を図るためにも、更なる人材確保が課題となります。

■ 障がい者が地域で安心して暮らしていけるようにするために、どのような取組を厚木市に求めますか。（3つにまで○）



有効回答数：427

厚木市障害福祉サービス利用実態調査（令和5（2023）年3月）

（ ）内は前回調査時の割合

取組方針

- 必要なサービス量の確保やサービスの質の向上など、地域生活を送るために利用しやすいサービスの充実を図ります。
- 障がい者の高齢化や施設入所者の地域移行に伴い、ホームヘルプサービスの利用が増加すると見込まれるため、介護保険の適正利用を図ります。
- 重度の自閉症、重症心身障がい、強度行動障がい、高次脳機能障がい、医療的ケア等、専門的な支援を必要とする障がい者に対する支援体制の充実を推進します。
- 介護職人材確保支援事業を活用して、各事業所に新たな職員の採用を促すとともに、既存の職員も含めた、積極的な研修の受講と地域の新たな担い手の養成を図ります。
- 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、関係機関で協力し、研修の実施、他職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を推進します。

達成された姿

住み慣れた地域で、安心して生活できるサービスが整っている。

サービスの提供体制が整っていることから、重度の障がいがあっても、住み慣れた自宅ですることができるかぎり長く安心して暮らせるための障害福祉サービス等が受けられます。

また、在宅での生活が困難になったときは、グループホーム等での生活も選択できます。

主な取組

1 地域生活支援の充実

- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実（第6章参照）
- 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施（第6章参照）
- 重度の障がいを抱えても地域で安心した生活を送るための重度訪問介護や行動援護を始めとした訪問系サービス事業所の確保

- 障がい者の居場所など、地域の実情に合わせた地域生活支援事業の充実に
向けた見直し
- 高齢者年齢の到達に伴う障がい特性に応じた円滑な介護サービスへの移行
- 障がい者とその家族等が利用できる障害福祉サービス等を紹介する「障害
福祉制度のあらまし～ふれあいをもとめて」の配布等による障がい福祉に
関する情報提供の促進
- 障害者協議会を活用した個別事例の検討及び地域サービス基盤の開発と改
善等

2 障害福祉サービス等の質の向上

- 支援者の質の向上に資する研修講座の開催
- 研修や個別事例の検討等を通じた相談支援専門員の専門性と質の向上
- 障害福祉サービス等事業所に対する指導、監査体制の充実
- 障害介護給付費等審査事務を通じた適正なサービス提供の促進

3 介護職の人材確保支援

- 就職相談会の開催
- 市内障害福祉サービス等事業所に対する就労定着支援の実施
- 資格取得等の研修費用の助成による専門性の確保
- 関係機関との協力による障がい福祉の現場の周知・広報
- 介護職等の人材確保のための助成金の補助対象の拡大

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
障害福祉サービス等の満足度 上段：訪問系サービス 下段：日中活動系サービス		80.6%	81.5%	—	83.5%	—
		82.5%	85.6%	—	87.0%	—
介護職の人材確保支援を受けて 市内障害福祉サービス等事業所 に就労した人数		12人	9人	12人	15人	20人
職員が不足していると思う市内障 害福祉サービス等事業所の割合		—	79.7%	—	60.0%	—

基本目標2 自分らしく生きることができるまち

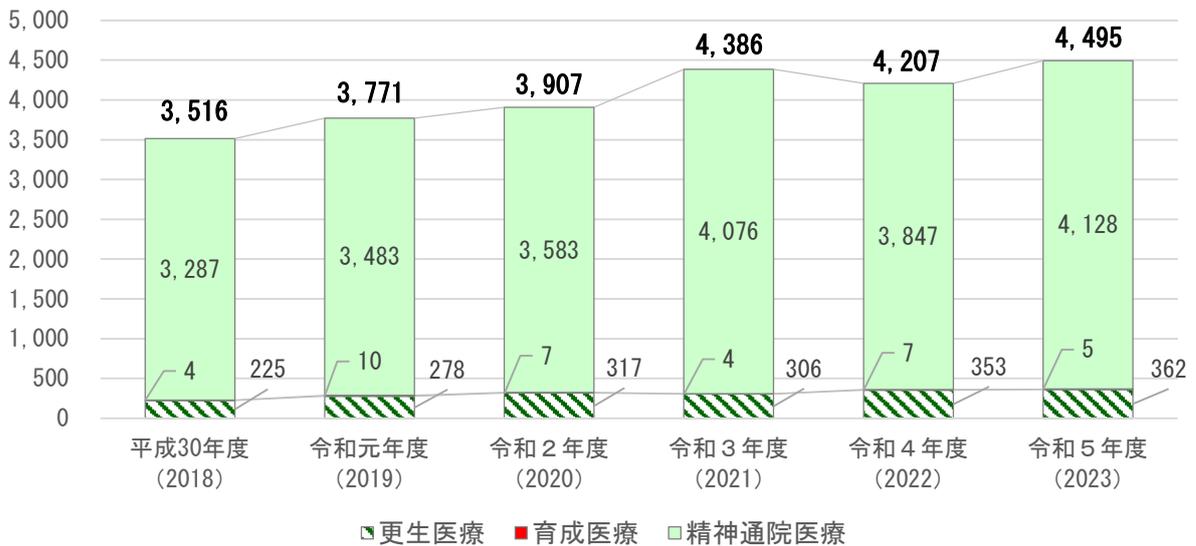
施策の方向9 健康・医療の充実

現状と課題

- 障がいの原因となる疾病や重度化を予防する観点から、保健・医療・福祉の連携による健康管理のための相談や指導、障がい者が受診しやすい医療体制の充実が求められています。
- 障がいの特性によっては、生活の乱れから生活習慣病を発症する場合があります。ため、衣食住といった基本的な生活習慣を維持できるような支援が必要です。

■ 自立支援医療受給者数

単位：人



※各年度4月1日時点の受給者数

資料 厚木市障がい者数統計

取組方針

- 障がいの原因となる疾病や障がいの重度化を予防するため、健康診査の促進を図るとともに、受診後のフォローアップ体制の強化を図ります。
- 保健師や栄養士などによる健康相談、健康教育及び訪問指導の充実を図ります。
- 精神障がい者だけでなく、精神保健に課題を抱える者に対する相談体制の充実を図ります。
- 新型コロナウイルスを始めとする生命や健康を脅かす感染症に対し、厚木市新型コロナウイルス等対策行動計画に基づき、予防や感染のまん延防止のための普及啓発に努めます。

達成された姿

障がいの原因となる疾病や重度化の予防が図られている。

健康診査の受診徹底とその後のフォローアップ体制が整っているため、必要となる指導や治療が速やかに受けられています。

主な取組

1 障がいの原因となる疾病や重度化の予防と健康増進に向けた取組の充実

- 障がいの要因の1つである生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療につなげるための健康診査（がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診など）の促進
- 未病の改善や健康維持のための運動講座の実施
- 健康全般に関する総合健康相談の実施
- 糖尿病などの生活習慣病に焦点を当てた重点健康相談の実施
- 感染症の予防やまん延防止のための普及啓発
- 精神保健に課題を抱える者等に対する相談体制の整備

2 医療制度の充実

- 身体機能を回復するための自立支援医療費の給付（育成医療・更生医療）
- 通院により精神疾患を治療するための自立支援医療費の給付（精神通院医療）
- 心身障害者医療費助成による自己負担額の助成と障がい者の健康の保持と増進
- 障がい者歯科診療への支援

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
健康相談利用件数		537 件	103 件	200 件	250 件	300 件
自立支援医療受給者数		3,771 人	4,207 人	4,400 人	4,500 人	4,600 人

※ 自立支援医療受給者数は、更生医療、育成医療及び精神通院医療の合計

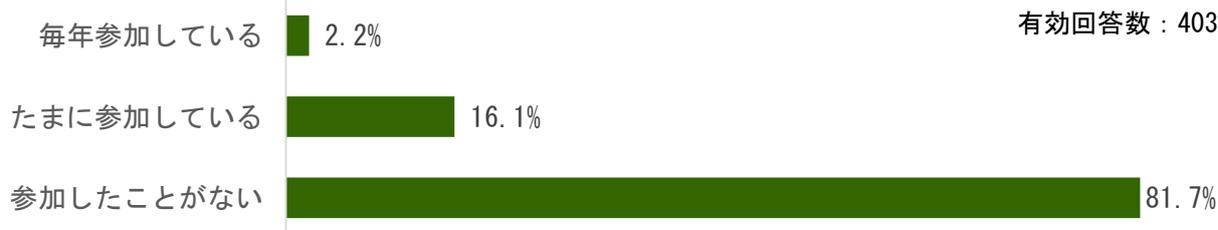
基本目標3 地域で支え合う共生のまち

施策の方向 10 災害時支援体制の強化

現状と課題

- 障がい者は、自力で避難することや障がい特性次第では避難所で過ごすことが困難な場合があります。災害時の安否確認や避難時の近隣での助け合い活動が円滑に行われるよう、地域組織との日常的な関係づくりが大切です。
- 障がい者の災害時の避難行動等は、一律的な対応では円滑に進まない場合があります。障がい者の生活状況や特性等を勘案し、災害時を想定した個々の避難行動を地域の支援者と検討する必要があります。

■ あなたは、自治会等が主催する防災訓練に参加したことがありますか。（1つに○）



厚木市障害福祉サービス利用実態調査（令和5（2023）年3月）

取組方針

- 厚木市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、地域における避難支援体制づくりに取り組みます。
- 避難所生活が困難な障がい者について、災害時における緊急受入施設での受入体制の整備を図ります。
- 障がい者が自ら防災に備え、災害時に適切に避難できるよう、自助の取組を支援します。
- 地域の障がいを抱える避難行動要支援者を事前に把握し、災害時には、安否確認等の必要な対応を行います。

達成された姿

災害時に必要な避難等の支援が受けられている。

災害時に自力で避難できない障がい者も、地域住民で声を掛け合って一緒に避難できています。避難所生活が困難な場合は、施設の受入体制が整っているため、必要な支援が受けられています。

主な取組

1 地域の防災ネットワークづくり

- 自主防災隊、民生委員・児童委員、消防団、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなどの関係者が連携して、災害時に避難支援を行う体制の推進
- 障がい者が参加しやすい防災訓練等の実施
- 障がい者にも配慮した避難所運営の推進
- 災害時における医療機関の開設状況に係る情報提供

2 「自助」のための事前対策の促進

- 地震や台風の発生や災害発生時における聴覚障がい者へのメール、ファクシミリ等による情報伝達サービスの実施
- 公民館における各自が所有する蓄便袋・蓄尿袋の保管
- 災害時における必要な支援等を記したヘルプカードや緊急医療情報セットの活用
- 「自助」の意識を高めることを目的とした防災対策チェックリストの活用
- 避難行動要支援者名簿やハザードマップ等を活用した危険な地域に住む障がい者の事前把握

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
避難行動要支援者の同意者の割合		57.3%	59.7%	60.0%	61.0%	62.0%
自主防災隊が実施した防災訓練のうち、障がい者が参加した訓練の割合		9.7%	6.9%	12.0%	16.0%	20.0%

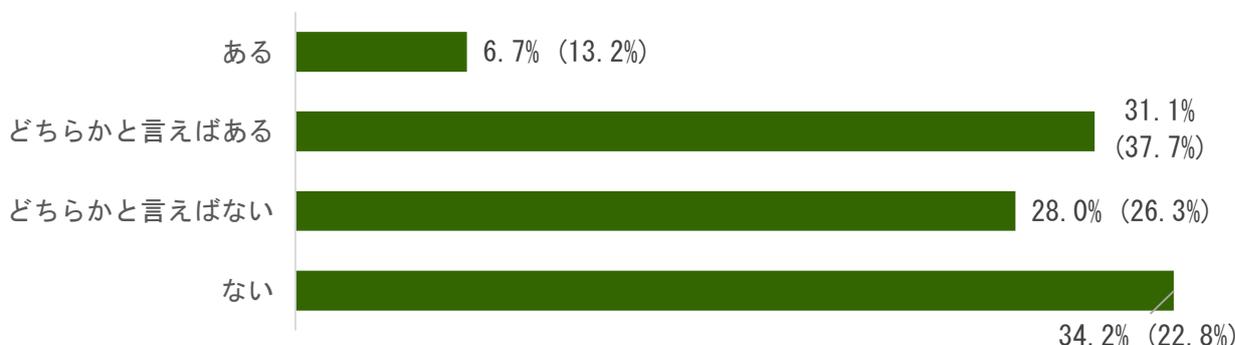
基本目標3 地域で支え合う共生のまち

施策の方向 11 地域をつなぐネットワークの構築

現状と課題

- 身近に支え合える知り合いがないなど、地域の間人間関係が希薄な人が増えています。自治会等の地域活動、ボランティアなどの市民活動を通して、地域における関係づくりや地域全体で支える仕組みづくりが求められています。

■ あなたがお住まいの地域で、住民同士の支え合いはありますか。（1つに○）



有効回答数：389

厚木市障害福祉サービス利用実態調査（令和5（2023）年3月）

（ ）内は前回調査時の割合

取組方針

- 市民一人一人がささいな異変など「気づき」を感じることができるよう、地域に、ゆるやかな見守り関係ができるよう働き掛けます。
- 障がい者相談支援センターは、地域包括支援センターと連携を図り、地域からの障がい者の相談にワンストップで対応します。医療、教育、就労、生活支援など地域の障がい者を支えるネットワークを活用し連携を図ります。
- 地域共生社会の実現に向け、地域住民による主体的な地域づくりのための検討を行うとともに、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスを確保し、地域の実状を踏まえながら包括的な支援体制の構築に取り組みます。
- 相談支援体制を通じた地域との協働を図り、地域のネットワークを構築します。

達成された姿

支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援が図られるネットワークがある。

隣近所の様子に異変があった場合は、お互いに声を掛け合える関係になっているので、ひとり暮らしであっても、迅速に適切な支援へとつなげることができています。

主な取組

1 見守り活動の充実

- 近隣住民での声掛けや、いつもと違うことがないかお互いに様子を気に掛けることから始める、日頃からの適度な距離感を持った、ゆるやかな見守り活動の実施
- 防災活動や地域の交流活動の活性化を通じた、地域からの障がい者の認知に伴う見守りの拡大
- 社会資源や地域の課題を解決するための顔の見える関係性の構築
- 障がいがあっても気軽に参加しやすいイベントや交流スペースの創出

2 障がい者相談支援センターや地域包括支援センター等の関係機関との連携による総合相談支援の充実

- 生活支援体制整備協議体を通じた地域の関係機関等とのネットワークの構築
- 障がい者やその家族の状況等についての実態把握と関係機関との連携
- 相談支援を通じた地域の民生委員、自治会やボランティア等のインフォーマルな地域資源との協働による地域のネットワーク構築の推進

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
住んでいる地域で住民同士の支え合いがあると思う人の割合		47.3%	34.2%	—	53.5%	—
障がい者相談支援センターが行う訪問相談等の件数		1,278 件	4,266 件	6,460 件	6,960 件	7,260 件

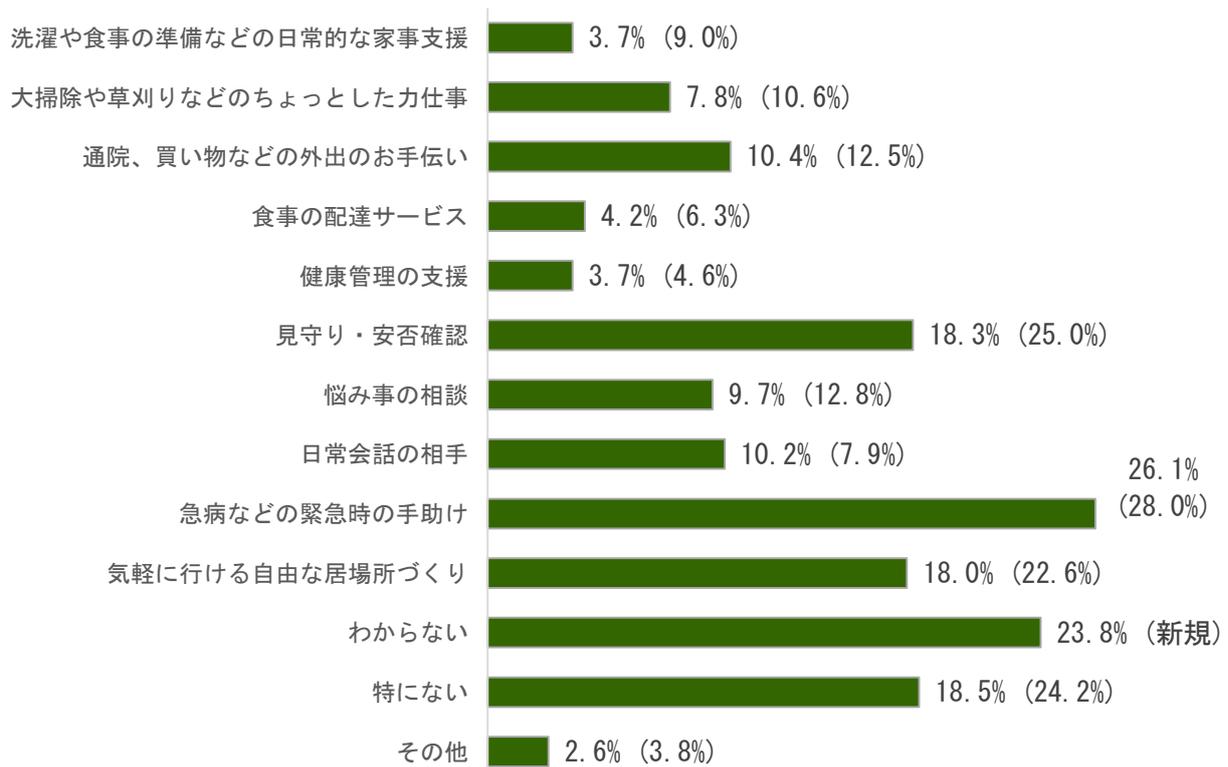
基本目標3 地域で支え合う共生のまち

施策の方向 12 地域における人材等の養成

現状と課題

- 日頃から地域の中で顔の見える関係をつくり、誰もが自分のできる範囲内で協力し合える環境づくりをすることが求められています。
- 地域における自治会、近隣住民、ボランティア、NPO 法人、民間事業者などが行う様々な活動を、地域のニーズに対する支援とつなげることが重要です。

■ あなたがお住まいの地域に、あってほしい住民同士の支え合いは次のうちどれですか。（3つまで○）



有効回答数：427

厚木市障害福祉サービス利用実態調査（令和5（2023）年3月）

（ ）内は前回調査時の割合

取組方針

- 身近な地域の中での人とのつながりをつくり、日常生活での困りごとに気づき、手を差し伸べることができる人を増やします。
- ボランティア活動など支援の担い手の養成に取り組みます。
- 障害福祉サービス等の公的制度だけではなく、多様な主体によるインフォーマルな生活支援サービスを活用しながら、地域で支え合う体制を構築します。

達成された姿

地域ぐるみの様々な生活支援が活発に行われ、身近な支援者が増えている。

地域には、徒歩圏内で交流スペースやコミュニティカフェがあるので、気軽に立ち寄ることができています。日常会話だけではなく、悩み事の相談をすることもあります。外出支援や家事援助のサービスは、気心知れた身近な支援者が担ってくれるので、安心して利用することができています。

主な取組

1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援

- 地域住民ができる範囲で支援を行うボランティア活動の推進
- ボランティア養成講座の実施や地域のニーズに対応した新たなボランティア活動の創出によるボランティアセンターの充実

2 地域での支え合う仕組みづくりの支援

- 既存の制度だけでは解決できない、制度のはざ間で解決できないなどの困りごとを地域の中で解決に向けて取り組む「地域福祉コーディネーター」の充実
- 地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する「生活支援コーディネーター」の体制の充実

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
ボランティアセンターにおける登録数		85 団体	71 団体	72 団体	73 団体	75 団体
地域福祉コーディネーターの活動件数		1,752 件	2,188 件	2,500 件	2,700 件	2,900 件